

南小岩七丁目土地区画整理事業

権利の申告等の 手引き

皆様の権利に関する
大切な申告です

必ず確認をし、該当者は申告書等の
提出をお願いします



JR小岩駅周辺地区
まちづくりキャラクター
こいワン

令和3年7月



はじめに

南小岩七丁目土地区画整理事業では令和3年7月9日に事業計画決定となり、本格的に事業がスタートしました。今後、事業を進める上で、権利者の皆様は、様々な申告や届出、申請等（以下、申告等）が必要になる場合があります。

土地区画整理事業では、原則不動産登記簿に記載されている権利が対象になるため、未登記の借地権等の権利や未相続の権利は申告が必要です。特に未登記の借地権は多くの権利者の方々が該当するため、江戸川区に申告していただく必要があります。

事業計画決定前からご案内していた申告等で、事前申告版として既にご提出されている方につきましては、一度、書類を返却させていただきますので、確認欄に関係者の署名の上、本申告版として江戸川区にご提出をお願いします。

また、今回新たにご案内させていただく申告等もありますので、当「申告等の手引き」を一読いただき、該当するものがありましたら、申告書の提出をお願いします。

申告書等には、実印の捺印とともに、印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人の場合）を添付することとしていましたが、法改正に伴い令和3年1月1日より申告等の様式への押印及び印鑑登録証明書の添付を求めていた手続について、押印を不要とし、自署の上、本人確認書類を添付することとなりました（詳しくはp20参照）。既に申告書を提出していただいている方や、旧様式で既に権利者間での手続を開始されている方についてはそのままその用紙を使用していただいても有効です。今後提出・再提出の際には、押印の必要はありません。本人確認書類を添付するようにお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記連絡先へお問い合わせください。

連絡先

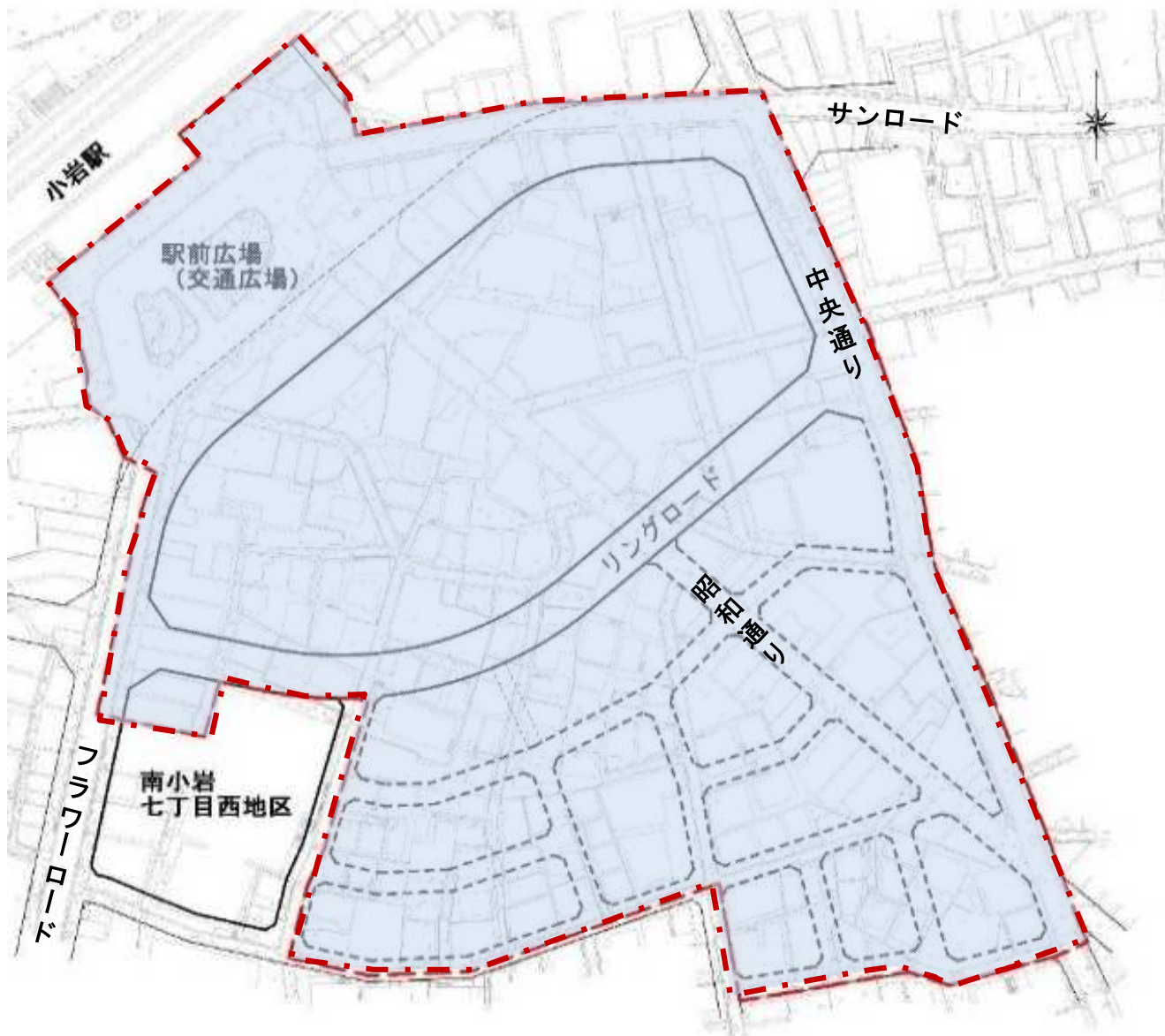
江戸川区都市開発部市街地開発課事業係
(JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所)
(住所) 江戸川区南小岩7-28-11
(電話) 03-5694-2751※直通




JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所

この手引きに記載されている申告等は、

南小岩七丁目土地区画整理事業の区域内に土地または、建物の権利をお持ちの方で次ページ以降に該当する方が対象です。



 南小岩七丁目土地区画整理事業施行区域

既にご案内している申告等

以下の内容に該当する方は、ご自身が該当する項目のページをご確認いただき、必要な申告等の手続きをお願いします。

すでにいずれかをご提出された方は p7 の【本申告のご案内】をご覧ください。

借地編

重要

建物登記はしているが、土地（借地）登記をしていない方は借地権の申告が必要です！

また、立体換地（小規模共同住宅）を希望の方は借地権割合申告の申告も必要です！

個別利用希望の方

立体換地希望の方



新様式 1 借地権申告書へ p 1 1



新様式 2 借地権割合申告書へ
立体換地（小規模共同住宅）を希望の方 p 1 2

その他

未登記の借地権以外の権利を持っている

→新様式 4 借地権以外の権利の申告書へ p14

土地登記簿と現地の面積が異なる

→新様式 5 土地の実測確認申請書へ p15

土地所有者の方で

土地もしくは建物の相続登記を
していない方は登記が必要です！

借地権者の方で

建物の相続登記を
していない方は登記が必要です！

緊急を要する場合であれば、

土地区画整理事業上は申告で対応します！



新様式3相続届へ p 13

すでにいずれかをご提出済みの方は本申告が必要です！



本申告のご案内へ p 7

新たにご案内する申告等

以下内容に該当する方はご自身が該当する項目のページをご確認頂き、必要な申告・届出を行っていただく必要があります。

既に申告した土地所有権以外の権利で 移転・変更・消滅があった

→新様式 6 権利変動届出書 p16

(提出が必要な方の例)

- ・本申告した借地権申告書の借地契約内容を変更した。
(借地面積等)
- ・本申告した借地権申告書の借地権者数に増減があった。

土地所有権に変更があり、所有権移転登記をした

→新様式 7 所有権移転届出書 p17

(提出が必要な方の例)

- ・相続により土地所有者に変更があり、相続登記を行った。

住所・氏名に変更があった

→新様式 8 住所氏名変更届出書 p18

(提出が必要な方の例)

- ・引っ越しをして、各種郵送物の送付先を変えたい。
- ・結婚をして氏名に変更があった。

共有名義の土地(又は建物)を所有している

→新様式 9 代表者選任通知 p19

(提出が必要な方の例)

- ・土地を共有名義で所有している。
- ・借地権申告書の借地権者を複数人で記入し、提出された方または提出する方。

本申告のご案内

事前申告版として、申告書等を江戸川区に提出していただいた方には、提出された申告書等を返却しますので、再度、記載した内容を関係者全員で確認していただき、**書面右下の(確認欄)に署名(自筆で氏名を手書きすること)をしてください。実印の押印・印鑑登録証明書の添付は不要になりますが、本人確認書類**を添付(p20参照)してください。署名が困難な場合等は、下記提出先にご相談ください。

なお、別紙1～3をご提出された方（建物や土地が共有名義になっている方もしくは相続人が多数いる方）は共有者や相続人など関係者全員の確認が必要になります。提出していただいた**別紙**の右側確認欄に署名をしてください。

提出済みの申告書等で訂正が必要な方には、訂正済みの申告書を用意したので、内容をご確認していただき、借地権者様と土地所有者様の連署をお願いします。

全ての書類が整いましたら、以下提出先までご提出ください。

提出先

江戸川区都市開発部市街地開発課事業係

電話 03-5694-2751 （受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで）

住所 〒133-0056 江戸川区南小岩7-28-11



対象者

既に申告等を江戸川区に提出した方

提出書類

- ・ 確認欄に署名した申告書等
- ・ 権利者、土地所有者双方の本人確認書類(p20参照)

確認欄記載例

※旧様式1借地権申告書を参考例とした場合

様式1

(表)

借地権申告書

年 月 日

借地権者	ふりがな住所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治	年 月 日	
	ふりがな氏名	実印	電話	
土地所有者	ふりがな住所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治	年 月 日	
	ふりがな氏名	実印	電話	

東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理事業
 施行(予定)者 江戸川区
 代表者 江戸川区長 殿

次表の土地の 全部・一部 平方メートルについて、下記の内容の借地権を有することを申告します。

年 月 日	登記簿	登記事項
町 丁目 地 番 地 目	地積(m ²)	摘要 所有者の住所及び氏名

記

町 丁目 地 番	地積(m ²)	契約年月日	摘要

備考

- 借地権の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「借地権の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 土地所有者が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合は、「土地所有者」欄は記載しないでください。
- 借地権者又は土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」欄は記載しないでください。
- 定期借地権の場合は、「摘要」欄に借地期間を記載してください。
- 借地の合計地積が、その借地が存する土地の登記地積よりも大きい場合は、土地の登記地積を基準として各借地地積を按分します。
- 本借地権申告書は、借地権者又は土地所有者が申告時点から変更となった場合においても、南小岩七丁目のまちづくり事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業等)において継続して有効なものとなります。よって、本借地権申告書にかかわる権利が、譲渡、承継その他の事由で他者のものとなる場合は、改めて本借地権申告書を提出し直す必要がありますので、必ず変更となる権利者に本借地権申告書の内容について説明してください。
- 借地権者、土地所有者とも、実印を押印してください。
- 本借地権申告書の内容は、東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理事業の事業計画決定後、同事業の権利に引き継がれます。なお、事業計画決定後、借地権者、土地所有者とも、下記「確認欄」に連署と実印を押印をし、印鑑登録証明書を添付してください。

(確認欄)

本借地権申告書に記載された内容について確認しました。

年 月 日

借地権者	住所	
	氏名	実印
土地所有者	住所	
	氏名	実印

(確認欄)

本借地権申告書に記載された内容について確認しました。

令和3年 ○月○○日 **確認日** ※令和3年7月9日以降の日付である必要があります。
 また、法改正に伴い押印は不要です。

借地権者

住所 東京都江戸川区南小岩 7-28-11

氏名 小岩 太郎

実印

土地所有者

住所 東京都江戸川区中央 1-4-1

氏名 江戸川 桜子

実印

自筆で記入

押印不要

※既に記入済みの方で実印を押印された方はそのまま構いません

本申告のご案内

提出期限

提出期限に関してはご希望する生活再建方法で異なる場合がありますので下記表を参考にしてください。

なお、下記記載の提出期限に書類が整わない方はご連絡ください。

事前申告版でご案内した申告書種別	ご希望する生活再建方法		
	個別利用	再開発	小規模共同住宅 (立体換地)
借地権申告書	令和4年2月末日まで		
借地権割合申告書	清算時に必要 となる場合があります	—	令和4年2月末日まで
相続届	令和4年2月末日まで		
借地権以外の権利申告書	令和4年2月末日まで		
土地の実測確認申請書	令和3年9月6日まで		



【再開発】

再開発ビルで再建
もしくは
土地建物の金銭化



【個別利用】

権利者自らで建物を再建



【立体換地】

小規模共同住宅で再建



【個別利用】

【再開発】

【立体換地】



今ここ

事業計画決定



土地区画整理審議会の設置



申し出

申し出



都市計画決定

立体換地通知

仮換地指定通知

法定申し出



特定仮換地指定通知



工事

組合設立



工事

権利変換計画決定



工事



換地処分



事業完了

新様式 1 借地権申告書

未登記の借地権を申告していただく書類です。土地を借地している場合でも、登記されていない場合は、本申告書が必要になります。借地権申告書が提出されない場合、以下aからdの対象となりません。特にbの「申し出」ができないと、ご希望の生活再建の意向に沿う事ができない可能性がありますので、必ず申告をお願いします。

- a. 土地区画整理審議会※1委員の選挙権、被選挙権を得る事
- b. 再建方法の申し出※2
- c. 仮換地指定通知※3の対象
- d. 清算※4の対象



対象者 未登記の借地権をお持ちの方

- 提出書類**
- ・ 借地権者と土地所有者双方が署名（連署）した借地権申告書
 - ・ 借地権者、土地所有者双方の本人確認書類(p20参照)

【土地所有者から連署が得られない場合】

- ・ 借地権を証明する書類

(借地契約書、確定判決書、和解調書、地代の領収書、供託書など)

※本申告書は借地権者と土地所有者で連署した申告書が基本となります。連署が得られない場合はご相談下さい。

提出期限 令和4年2月末日まで ※提出期限以降に借地が発生した場合はその都度、随時受付いたします。

※1 土地区画整理審議会・・・事業を民主的かつ公平に行うことを目的としており、土地区画整理法により審議会を置く事が定められています。

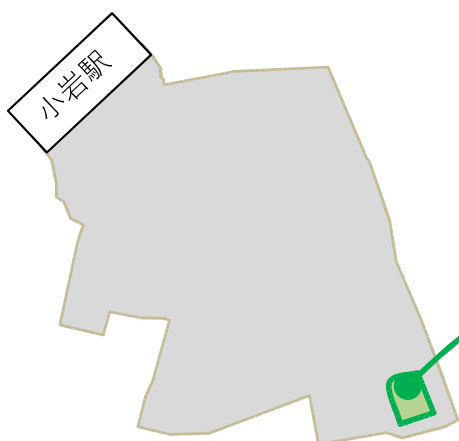
※2 申し出・・・駅前共同化街区（再開発事業予定地）、個別利用街区、立体換地街区（小規模共同住宅）のうち希望する生活再建方法を申し出ていただくことです。
※申し出先の名称は変更する可能性があります。

※3 仮換地指定通知・・・移転や工事を行うにあたり、将来の土地の位置・地積等を通知することです。再開発は特定仮換地指定通知、立体換地は立体換地通知となります。

※4 清算・・・宅地は施行前の価値と施行後の価値を等しく定めることを原則としています。事業で生じる不均衡について金銭により是正することを清算といいます。

土地における権利の割合（借地権割合）を借地権者と土地所有者で協議していただき、連署の上、申告していただく書類です。申告していただいた割合をもって立体換地（小規模共同住宅）の取得床面積等の判断材料とさせていただきます。

対象者 現在、借地をして、立体換地（小規模共同住宅）を希望している方



【立体換地】

- ・小規模共同住宅で再建

提出書類

- ・借地権者と土地所有者等双方が署名（連署）した借地権割合申告書
- ・借地権者、土地所有者双方の本人確認書類(p20参照)



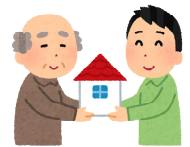
提出期限

令和4年2月末日まで

立体換地（小規模共同住宅）は早期の事業開始を予定しています。現時点で提出されていない方、本申告が必要な方は早めの提出をお願いいたします。

新様式3 相続届

土地もしくは建物の権利をお持ちの方が亡くなった場合は原則、相続登記をして下さい。しかし、権利申告書等への連署や申し出等の区画整理上の手続きにおいて緊急を要する場合等に相続届で対応いたします。土地及び建物所有者が亡くなったが相続登記がなされていない場合、及び申告にかかわる権利者が亡くなった場合、相続される方が相続を証明する書類を添付して届出をお願いします。



対象者

土地(又は建物)を相続していない方

提出書類

- ・ 相続人が署名した**相続届出書**
 ※法定相続と異なる場合は相続人全員の連署が必要
- ・ **相続を証明する書類**
 (被相続人及び相続人全員の戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍謄本など)
- ・ **遺産分割協議書※1** ※相続人が複数いて、法定相続と異なる相続の場合
- ・ 相続届に署名した方全員の**本人確認書類**(p20参照)
- ・ **相続放棄申述受理証明書※2** ※相続放棄者がいる場合
- ・ **相続分不存在証明書※3**
 ※過去に被相続人から遺贈または贈与によって相続分に相当するものを取得した方(特別受益者)がある場合

提出期限

令和4年2月末日まで ※提出期限以降に相続が発生した場合はその都度、随時受付いたします。

- ※1 遺産分割協議書・・・法定相続以外でかつ被相続人の遺言による指定がない場合は相続人協議により分割します。遺産分割協議結果をまとめた書類です。
- ※2 相続放棄申述受理証明書・・・相続人は被相続人が死亡したことを知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所にその者の相続すべき財産を放棄する旨を申述する事ができます。家庭裁判所が申述を受理した証明書になります。
- ※3 相続分不存在証明書・・・相続人の中で、過去に被相続人から遺贈又は贈与により相続分に該当するものを取得した者(特定受益者)がある場合、その者の相続分が存在しないことを特別受益者が実印を押印して証明するものです。
- ※4 換地処分・・・土地所有者若しくは借地権者に新たな土地(換地)や清算金を示し、確定させるものです。換地処分後、施行前の土地にあった権利等は換地先に移ります。

新様式 4 借地権以外の権利申告書

登記されていない借地権以外の権利（建物の所有を目的としない地上権※1・賃借権※2、永小作権※3、耕作権※4、使用貸借権※5などの使用収益権※6及び質権※7等）を申告していただく書類です。

対象者 未登記の借地権以外の権利を持っている方

提出書類

- ・権利者と土地所有者等双方が署名（連署）した借地権以外の権利の申告書
- ・権利者、土地所有者双方の本人確認書類(p20参照)
- ・借地権以外の権利を証明する書類※連署が得られない場合

提出期限 令和4年2月末日まで ※提出期限以降に権利が発生した場合はその都度、随時受付いたします。

- ※1 地上権・・・他人の土地に対し、地下・地表・空中の空間について、工作物を所有する目的で土地を使用する権利です。
- ※2 賃借権・・・賃料を支払って、他人の土地を使用収益できる権利です。
- ※3 永小作権・・・小作料を支払って、他人の土地において耕作または牧畜を行う権利です。
- ※4 耕作権・・・小作料を支払ってその所有する農地を耕作する権利です。
- ※5 使用貸借権・・・親子間など、ある物に対して賃料を払わずに使用収益できる権利です。
- ※6 使用収益権・・・物を用法に従って使用し、それによって収益を得る権利です。
- ※7 質権・・・債権の担保として権利書等を債権者から預かり、返済が滞った場合に処分して返済にあてることのできる権利です。

新様式 5 土地の実測確認申請書

登記面積に疑義ある場合は原則、地積更生※1していただく事をお願いしています。しかし、提出期限までに地積更生が間に合わない土地所有者は当申請により土地区画整理事業上で基準地積を定める事ができます。測量等にかかる費用は土地所有者の負担になります。土地区画整理事業では現在の土地の位置や面積等をもとにして土地区画整理後の土地（換地）を定めることとなります。換地を定める際の基準となる現在の土地の面積は原則として土地登記簿の面積がもとになりますが、この申請を行い、実際の面積が確認されますと、換地を定めるときの基準となる面積として扱います。

対象者

土地登記簿と現地の面積が異なる方

提出書類

- ・申請者が署名した**土地の地積の実測確認申請書**
- ・申請者の**本人確認書類**(p20参照)
- ・隣接宅地の地番、所有者がわかる**見取り図※2**
- ・宅地の**実測図※3**及び**境界表示図※4**
- ・**境界確認書※5**（隣接宅地の所有者の署名捺印ありのもの）



提出期限

令和3年9月6日（事業計画決定の公告日から起算して60日以内）

※1 地積更生・・・測量精度による違いによって記録されている地積を正しい地積に直す登記です。

※2 見取り図・・・申請地とこれに隣接する土地を表示した図面です。（原則、登記所の公図写しに表示）

※3 実測図・・・申請地を実測した図面です。図面は原則250分の1の縮尺とし、実測図には辺長、求積に必要な事項及び資格を有する測量者の記名押印が必要です。

※4 境界表示図・・・申請地とこれに隣接する土地の境界点の位置を明示した図面です。図面は原則250分の1とし、境界点の表示方法は境界点の標識の種別（例えば石杭、木杭、鉄釘等）を明記し、境界点相互間の距離及び境界点と建築物（建築物のない場合は移転困難な工作物）の一角を結ぶ直線距離を記入する。

※5 境界確認書・・・申請地とこれに隣接する土地の所有者が境界を確認し承諾した事を証する書類です。申請にあたっては隣接する土地所有者全員の承諾書が必要です。ただし、国または地方公共団体の所有する道路、水路等に接している場合は事前に施行者に相談してください。

本申告後に所有権以外の権利（借地権もしくは借地権以外の権利）について、移転、変更または消滅があった場合は権利変動届の提出をお願いします。

対象者

既に届出した所有権以外の権利で移転、変更または消滅があった方

権利の移転・・・権利について、譲渡など（相続を除く）によって権利者が変わった場合。単独の権利が共同になった場合または単有になった場合、もしくは共同の権利のうち一部について権利者が変わった場合を含みます。

権利の変更・・・権利者に変更はないが、契約期間、権利部分の位置、地積、区画などに変更があった場合。変更の影響が他の権利に及ぶ場合は、関係する権利変動届出書を合わせて提出する必要があります。

権利の消滅・・・既に申告されている権利について、契約の解除、権利の混同または債務の弁済により消滅した場合。

提出書類

- ・ 権利者と土地所有者等、双方が署名（連署）した**権利変動届**
- ・ **権利の変動を証明する書類**※連署が得られない場合
- ・ 権利者、土地所有者双方の**本人確認書類**(p20参照)

提出期限

換地処分まで随時受付



所有権が移転し、所有権移転登記※1をされた方は所有権移転届出書を施行者に提出してください。

対象者 土地所有権に変更があり、所有権移転登記をした方

提出書類

- ・所有権移転届出書
- ・登記事項証明書（全部事項証明書※2）の写し

提出期限 換地処分まで随時受付

※1 所有権移転登記・・・売買や贈与、相続などによって不動産（土地や建物）の所有権が移転した時に行う登記です。

※2 全部事項証明書・・・閉鎖されたものを除いて、今までに行われた全ての登記事項が記載されている登記簿です。

権利をお持ちの方の住所氏名に変更があった場合、住所氏名変更届出書と変更の経緯をたどることができる一連の書類を添付して届出をしてください

対象者 住所、氏名に変更があった方



提出書類

- ・住所（氏名）変更届出書
- ・（個人の場合）変更の経緯がわかる住民票抄本※1、戸籍抄本※2、戸籍の附票※3等
- ・（法人の場合）変更の経緯がわかる法人登記簿（全部事項証明書）

提出期限 換地処分まで随時受付

※1 住民票抄本・・・世帯員の一部だけが記載されている住民票の写しです。

※2 戸籍抄本・・・戸籍に記載された個人の事項のみを抜粋した戸籍原本の写しです。

※3 戸籍の附票・・・住所の移転履歴を記録した書類です。本籍地の役所でのみ交付してもらえ、本籍地ではない役所からは交付してもらうことはできません。

土地が共有の場合、共同借地権の場合又は土地の同一部分に二人以上の借地権者がある場合は、それぞれのうちから代表者一人を選任する届出が必要です。

選任させた代表者は土地区画整理審議会※1委員の選挙権・被選挙権の権利を得ることができます。事業における各種契約等の代表者を選任する届出ではありません。

対象者

共有名義の土地(又は建物)を所有している方

宅地が共有の方、共同借地権※2の方または宅地の同一部分に二人以上の借地権者がいる方

提出書類

- ・ 共有者全員が署名した**代表者選任通知**
- ・ 共有者全員の**本人確認書類**(p20参照)



提出期限

令和3年8月16日（土地区画整理審議会の選挙人名簿作成基準日まで）

※1 土地区画整理審議会・・・審議会は事業を民主的かつ公平に行うことを目的としており、土地区画整理法により審議会を置くことが定められています。

※2 共同借地権・・・借地権申告書の借地人を複数人で記入し、提出した方の共同の権利。

申告・届出に関する注意点

申告書等の捺印について

申告書等には、実印の捺印とともに、発行してから原則3か月以内の印鑑登録証明書または印鑑証明書（法人の場合）を添付することとしていましたが、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第98号）が令和3年1月1日に施行され、申告等の様式への押印及び印鑑登録証明書の添付を求めていた手続について、**押印を不要とし、本人確認書類を添付する**こととなりました。既に申告書を提出していただいている方や、旧様式で既に権利者間での手続を開始されている方についてはそのままその用紙を使用していただいても有効です。今後提出・再提出の際には、押印の必要はありません。各様式に署名（自筆で氏名を手書きすること）の上、本人確認書類を添付するようお願いいたします。署名が困難な場合等は、p7の連絡先へご相談ください。

本人確認書類とは

運転免許証
(運転経歴証明書も可)
写し



個人番号カード
(マイナンバーカード)
写し



旅券
(パスポート)
写し



印鑑登録証明書
原本



など

法人の場合は

法人の
印鑑登録証明書
原本



または

セット

運転免許証 (運転経歴証明書も可) 写し
個人番号カード (マイナンバーカード) 写し
旅券 (パスポート) 写し など

法人の代表者の本人確認書類

+

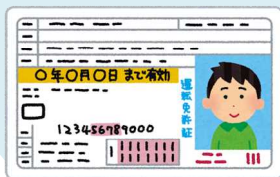
法人の代表者が
当該法人の代表者であることが確認できる 登記事項証明書
原本

など

申告・届出に関する注意点

運転免許証

(運転経歴証明書も可)



- ・写しをご用意ください
- ・有効期限内であることをご確認ください
- ・運転経歴証明書は交付年月日が2012年（平成24年）4月1日以降のものに限ります
- ・住所変更がある場合は、現住所が記載された裏面も写しが必要です(裏面に記載のある場合、公安委員会の印があることを確認)

個人番号カード

(マイナンバーカード)



- ・写しをご用意ください
- ・有効期限内であることをご確認ください
- ・顔写真付きのものに限ります(通知カード(写真なし)は利用できません)
- ・住所変更がある場合、現住所が記載されている必要があります

旅券

(パスポート)



- ・写しをご用意ください
- ・有効期限内であることをご確認ください
- ・顔写真入りのページ、所持人記入欄※(裏表紙の内側)があるページが必要になります
- ※2020年2月4日以降に申請したものは所持人記入欄がないため、本人確認書類として利用できません。
- ・氏名変更がある場合は、新氏名が記載された「追記」ページのコピーも必要です

印鑑登録証明書 登記事項証明書

等



- ・原本をご用意ください
- ・発行日から3カ月以内のものをご確認ください

その他本人確認書類として提出可能なもの

住民基本台帳カード、在留カード、外国人登録証明書 等 区へご相談ください。

申告・届出に関する注意点

書き損じの訂正方法について

誤って記入された場合、以下の手順で訂正をお願いいたします。

- ① 誤った箇所に二重線を引く
- ② ①の上に正しい内容を記入する
- ③ ②の横にフルネームを小さく著名する(連署の場合、共有の場合等は全員分)

〔例〕

新様式1

(表)

借地権申告書

令和3年 ○月 ○日 133-0056 ② とうきょうとえどがわくみなみこいわ 東京都江戸川区南小岩7-28-11 ③ 小岩 太郎 江戸川 桜子

借地権者	ふりがな住所	〒133-0021 とうきょうとえどがわくちゅうおう ① 東京都江戸川区中央1-10-5		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 53年 8月 1日		
	ふりがな氏名	こいわ たろう 小岩 太郎	電話	03-5694-2751
土地所有者	ふりがな住所	〒133-8501 とうきょうとえどがわくちゅうおう 東京都江戸川区中央1-4-1		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 7年 10月 1日		
	ふりがな氏名	えどがわ さくらこ 江戸川 桜子	電話	03-3652-1151

お問い合わせ先

江戸川区都市開発部市街地開発課事業係

電話 03-5694-2751

(受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで)

住所 江戸川区南小岩7-28-11

JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所